

習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱を次のように定める。

令和4年5月24日

習志野市長 宮本 泰介

習志野市告示第174号

習志野市パートナーシップ及びファミリーシップに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、支え合いながら、誰もが大切なパートナー又は家族とともに暮らすことのできるまちの実現に資するパートナーシップ及びファミリーシップについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 同居し、共同生活において互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した二者の関係をいう。
- (2) ファミリーシップ パートナーシップにある者及び同居する未成年の子(実子又は養子をいう。以下同じ。)が家族として生活する関係をいう。

(宣言の対象者)

第3条 パートナーシップ及びファミリーシップの宣言(以下「宣言」という。)をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 民法(明治29年法律第89号)第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 宣言をしようとする日(以下「宣言日」という。)から3月以内に本市に転入を予定していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 他の一方の者と同一の住所を有し、かつ、同一の住所が住民基本台帳に記録されていること。
 - イ 前号イに該当する場合は、同一の住所に転入を予定していること。
- (4) 配偶者がいないこと。
- (5) 他の一方以外の者とのパートナーシップ及びファミリーシップがないこと。
- (6) 宣言をしようとする者同士が近親者(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族及び養子縁組による親族関係をいう。)でないこと。
- (7) ファミリーシップの宣言をしようとする者は、未成年の子と同居していること。

(宣言の方法)

第4条 宣言をしようとする者は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書(別記第1号様式。以下「宣言書」という。)に署名し、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、15歳以上の未成年の子についてファミリーシップの宣言をしようとするときは、ファミリーシップ対象者の欄に、当該子が署名するも

のとする。

- (1) 住民票の写し(宣言日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (2) 戸籍個人事項証明書、戸籍全部事項証明書その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(宣言日前3月以内に発行されたものに限る。)
 - (3) ファミリーシップの宣言をしようとする者にあつては、子が一方又は双方の子であることを証明する書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定により宣言をしようとする者が本人であることを確認するために、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード
 - (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号に掲げる一般旅券
 - (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 3 前条第2号イに該当する者は、宣言日から3月以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を市長に提出するものとする。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長が証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、第1項第1号及び前項に規定する書類の提出を省略することができる。

(通称名の使用)

- 第5条 宣言をしようとする者は、宣言書において、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称名」という。)を使用することができる。
- 2 前項の規定により通称名の使用を希望する者は、宣言書を提出する時に、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示するものとする。

(パートナー宣言証の交付)

- 第6条 市長は、宣言書を受領したときは、パートナー宣言証(別記第2号様式)に宣言書の写しを添えて交付するものとする。
- 2 前条第1項の規定により通称名を使用したときは、氏名と併せて通称名をパートナー宣言証に記載する。

(証明書の交付)

- 第7条 パートナー宣言証の交付を受けた者(以下「宣言者」という。)が宣言書を受領を証明する書類の発行を希望するときは、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書受領証明書交付申請書(別記第3号様式。以下「交付申請書」という。)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、交付申請書の提出があつたときは、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書受領証明書(別記第4号様式。以下「証明書」という。)を交付するものとする。
- (パートナー宣言証の再交付)

第8条 宣言者は、パートナー宣言証を紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、パートナー宣言証再交付申請書(別記第5号様式。以下「再交付申請書」という。)により、市長に対しパートナー宣言証の再交付を申請することができる。

2 第4条第2項の規定は、再交付の申請について準用する。

(宣言書記載事項の変更)

第9条 宣言者は、宣言書の記載事項に変更があった場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言書記載事項変更届(別記第6号様式。以下「変更届」という。)に、その事実を証する書類及びパートナー宣言証を添えて市長に提出するものとする。

2 宣言者は、ファミリーシップの宣言書に氏名が記載されている子(以下「ファミリーシップ対象者」という。)が成年に達したときは、変更届にパートナー宣言証を添えて市長に提出するものとする。

(子の氏名の削除)

第10条 ファミリーシップ対象者は、15歳に達した日以後に、習志野市ファミリーシップ宣言に関する申立書(別記第7号様式。以下「申立書」という。)を市長に提出することにより、宣言書の記載事項から当該子の氏名を削除する申立てをすることができる。

2 市長は、申立書が提出されたときは、宣言者に対して、既に交付したパートナー宣言証と引き換えに当該子の氏名を削除したパートナー宣言証を交付する。

(パートナーシップ及びファミリーシップの解消)

第11条 宣言者は、次のいずれかに該当する場合は、パートナーシップ及びファミリーシップ解消届(別記第8号様式。以下「解消届」という。)にパートナー宣言証を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 一方又は双方がパートナーシップ及びファミリーシップを解消する旨の意思表示をしたとき。

(2) 一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第5号までの規定に該当しなくなったとき。

2 前項の場合において、宣言者は、パートナー宣言証を紛失し、返還することができない場合は、パートナー宣言証紛失届(別記第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(宣言書の無効)

第12条 市長は、宣言者が虚偽その他不正な方法によりパートナー宣言証の交付を受けた場合及びパートナー宣言証を不正に使用した場合並びに第4条第3項に規定する書類を提出せず、かつ、同条第4項の規定により提出を省略できない場合は、当該宣言者が提出した宣言書を無効とし、パートナー宣言証の返還を求めるものとする。

2 前項の規定によりパートナー宣言証の返還を求められた宣言者は、既に交付されているパートナー宣言証を速やかに市長に返還しなければならない。

(交付番号の公表)

第13条 市長は、第11条及び前条の規定により返還されるべきパートナー宣言証が、解消届の提出があった日又はパートナー宣言証の返還を求めた日から1月以内に返還されないときは、当該パートナー宣言証の交付番号を本市ホームページにおいて公表する。

(市の責務)

第14条 市長は、この要綱及び宣言の趣旨に則り、施策を実施しなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第15条 市長は、この要綱及び宣言の趣旨について、市民及び事業者が適切な対応を行うよう周知啓発に努めなければならない。

(協定による手続)

第16条 第4条及び第6条第1項の規定にかかわらず、本市がパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する協定(以下「協定」という。)を締結した他の地方公共団体(以下「協定締結都市」という。)において、パートナー宣言証に準じる証明書(以下「宣言証類似証明書」という。)の交付を受けている者が本市に転入する場合は、習志野市パートナーシップ及びファミリーシップ宣言継続届出書(別記第10号様式)に宣言証類似証明書及び住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて市長に提出することにより、パートナー宣言証の交付を受けることができる。ただし、当該者が第3条各号に掲げる事項のいずれかを満たさない場合は、この限りでない。

2 前項の場合においては、第4条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定によりパートナー宣言証を交付したときは、当該パートナー宣言証の交付を受けた者の同意を得た上で、当該者の転入前の協定締結都市に対し、パートナー宣言証を交付した事実を通知するものとする。

4 第11条の規定にかかわらず、本市から協定締結都市に転出した者が、当該協定締結都市において協定に基づく手続を行い、当該協定締結都市からその事実の通知があった場合は、同条の規定による届出を省略することができる。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和5年7月11日告示第134号)

この告示は、公示の日から施行する。